

全ト協発第605号(環)
令和4年3月31日

各都道府県トラック協会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克己



**「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う
一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の一部改訂等について**

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省自動車局安全政策課長より、別添のとおり、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の一部改訂について、周知の依頼文書が発出されました。

今般の改訂では、「事業用自動車総合安全プラン2025」等に位置付けられている飲酒運転対策を推進するうえで、飲酒傾向の強い運転者に対する適切な指導監督の実施に参考となる情報として、アルコール依存症に関する基礎知識の記載が拡充されたほか、対応方法の例、治療法等の医学的知見や運送事業者の取組事例が新たに記載されました。

また、あわせて、飲酒運転防止のためのリーフレットPDFデータの提供がありましたので、送付させていただきます。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

【本通達に関するお問い合わせ】

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

※マニュアルについては、当協会ホームページの下記URLより入手願います。

http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/info/anzen_kisoku_kaisei20180604.htm